

8

まいなんばーかーど マイナンバーカード



市役所へ 来て 山武市に 住む てつづきをした人は マイナンバーカードを
つくること が できます。

< マイナンバーカードとは? >

12この すうじが かいてある プラスチックの ICチップつきカードです。
あなたの しゃしん なまえ じゅうしょ 生年月日 性別が かいてあります。
あなたの 身分証明書として つかうこと が できます。

(1) どんなときに つかうこと が できるのか?

- ① ぎんこうで じぶんの こうざを つくるとき
- ② コンビニエンスストアで 住民票や 印鑑登録証明書を うけとるとき
- ③ 健康保険証として つかうとき
- ④ 海外に お金を おくるとき
- ⑤ オンラインで 所得税の 確定申告をするとき



(2) どうやって もうしこむか?

- ① 山武市に 住む てつづきをした人が もうしこむこと が できます。
 - ② 市役所へ きて ください。
 - ③ 交付申請書を かいて ください。
- かおの しゃしんを 市役所で とることが できます。
 - **在留期限が 3か月より すぐない人は 在留期間を こうしんしてから
もうしこんで ください。**

(3) もうしこんだ あとは どうするか？

- ① もうしこんだあと 30日^{にち}くらいで はがきが とどきます。
- ② 市役所^{しやくしよ}に でんわして ください。うけとる日^ひを きめて ください。
- ③ つぎのものを 市役所^{しやくしよ}に もってきて ください。
〔 はがき ^{まいなんぼー}マイナンバーの通知カード ^{づうちかーど}在留カード ^{ざいりゅうかーど}在留カード 〕

(4) 気^きをつけること

マイナンバーカード^{まいなんぼーかーど}をつかうことが できる 期間^{きかん}は あなたの 在留期限^{ざいりゅうきげん}と おなじです。

その期間^{きかん}が すぎてしまうと マイナンバーカード^{まいなんぼーかーど}をつかうことが できません。
出入国在留管理庁^{しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちやう}で 在留期限^{ざいりゅうきげん}を のばしたら 市役所^{しやくしよ}で マイナンバーカード^{まいなんぼーかーど}を もうしこんで ください。

期間^{きかん}が すぎてから もうしこむと お金^{かね}が かかります。
気^きをつけて ください。



◎ 21ページ^{ぺーじ}と 22ページ^{ぺーじ}の むずかしい ことば ◎

※生年月日^{せいねんがつひ}・・・あなたの 生まれた 日^ひ

※性別^{せいべつ}・・・男^{おとこ}か 女^{おんな}の どちらかです。

※身分証明書^{みぶんしょうめいしよ}・・・あなたが 本人^{ほんにん}であることが わかる もの (自動車運転免許証^{じどうしゃうんでんめんきょしやう}など)

※住民票^{じゅうみんひやう}・・・あなたや かぞくの 住所^{じゅうしょ}などが 書いてある 紙^{かみ} (おかねが かかります。)

※印鑑登録証明書^{いんかんとうろくしょうめいしよ}・・・市役所^{しやくしよ}に あなたの はんこを 登録^{とうろく}すると うけとることが できる 紙^{かみ}
(おかねが かかります。)

※健康保険証^{けんこうほけんしやう}・・・びょういで あなたが はらう お金^{かね}を へらす カード

※所得税^{しよとくぜい}の 確定申告^{かくていしんこく}・・・はたらいて お金^{かね}を もらったら 税務署^{ぜいむしよ}に 税金^{ぜいきん}を はらうこと

※出入国在留管理庁^{しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちやう}・・・東京出入国在留管理局^{とうきやうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく} 千葉出張所^{ちばしゅつちやうじよ}

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター内
043-242-6597

くわしい 話 ^{はなし} を きく ところ	ばしよ	でんわばんごう
市民課 (マイナンバーカード)	山武市殿台296番地 ⑤まどぐち	0475-77-8110

< うけつけ時間 > 月曜日^{げつようび}から 金曜日^{きんようび}まで ごぜん8時30分^{じふん}から ごご5時^じまで

※土曜日^{どようび} 日曜日^{にちようび} しゅく日^{じつ}と 12月29日^{がつにち}から つぎの年1月3日^{としがつにち}までは やすみです。